

第5章 すべての基盤となる施策

第1節 グリーン行動の促進

1 環境教育・環境学習の推進

(1) 学校・社会における環境教育

○ 児童生徒の環境に対する意識啓発

義務教育課

学校教育においては、各教科、特別活動、総合的な学習の時間等、教育活動の全体を通して環境教育に関する学習活動が展開されています。

平成28年度も自然体験等を通して学習活動の充実が図られるよう啓発しました。

○ 環境教育支援事業

① 全日本学校関係緑化コンクール

義務教育課

・学校林コンクール

小・中・高等学校の中から学校林を活用し、環境教育や緑化活動に顕著な教育活動を行った学校を推薦しています。

・学校環境緑化コンクール

小・中・高等学校の中から、児童生徒に対する計画的、組織的な環境緑化教育を推進している学校を推薦しています。

② 愛鳥週間野生生物保護功労者表彰

義務教育課

日本鳥類保護連盟に対し、多年にわたり野生生物保護に関する優れた功績を積み重ねている学校を功労者表彰候補者として推薦しています。

③ 愛鳥モデル推進校

自然保護課・義務教育課

県内の小中学校の児童生徒を対象に、探鳥会などの各種活動を通して野生生物保護思想の普及啓発を図ることを目的として、愛鳥モデル推進校を7校設定しています。その設定期間は2年間です。

▼表3-5-1-1 愛鳥モデル推進校
(平成28、29年度宮城県指定)

指定学校一覧
石巻市立寄磯小学校
名取市立相互台小学校
大崎市立上野目小学校
栗原市立栗駒南小学校
登米市立新田小学校
大河原町立大河原南小学校
南三陸町立名足小学校

○ 環境教育関連指定校

義務教育課

小学校・特別支援学校の中から、学校環境の緑化を通じて環境教育を推進している学校を推薦しています。

平成28年度実施校

- ・南三陸町立戸倉小学校
- ・山本町立山下第二小学校
- ・石巻市立釜小学校

○ 環境教育実践「見える化」事業

環境政策課

県民や事業者が環境配慮行動を促進する方策として、「みやぎe行動（eco do！）宣言登録」を推進していますが、その宣言内容を「見える化」することは、環境配慮行動の促進と、それによる二酸化炭素の排出削減につながると考えられます。

そこで、平成23年度から、小学生向けの環境教育として、環境教育実践「見える化」事業を開始しました。子どもを通じて、学校及び家庭での環境配慮行動の取組が定着し、さらに地域全体での取組へとつなげて低炭素型のライフスタイルが定着することを目指す事業となっています。

本事業は、①みやぎe行動（eco do！）出前講座及び宣言、②環境日記の作成及び光の貯金、③みやぎe行動宣言認定並びに表彰及び取組の発表、④電力監視モニターの設置の4つのステップで校正されています。平成28年度は、①みやぎe行動（eco do！）出前講座を19校で実施し、地球温暖化や自分たちができる環境配慮行動について学ぶ機会を提供しました。②出前講座を実施した小学校に環境日記を配布し、環境配慮行動の実践を促しました。③e行動（eco do！）を実践した児童515人に対し、認定書の交付を行ったほか、実践内容を取りまとめた展示パネルを公開しました。

▼表3-5-1-2 みやぎe行動宣言(eco do!)出前講座実施校

市町村名	学校名	学年	人数(人)
仙台市	仙台市立八幡小学校	4	120
	仙台市立虹の丘小学校	4	59
	仙台市立南光台小学校	4	132
	仙台市立幸町小学校	6	47
	仙台市立連坊小路小学校	3,4	196
石巻市	石巻市立桃生小学校	5	29
気仙沼市	気仙沼市立九条小学校	4	66
角田市	角田市立横倉小学校	4	34
登米市	登米市立浅水小学校	4,5	38
	登米市立登米小学校	6	41
	登米市立柳津小学校	5,6	27
栗原市	栗原市立瀬峰小学校	4	42
東松島市	東松島市立大曲小学校	4	38
大崎市	大崎市立高倉小学校	5	8
	大崎市立清滝小学校	6	9
	大崎市立志田小学校	6	10
亘理町	亘理町立高屋小学校	6	13
山元町	山元町立山下小学校	4	33
富谷町	富谷町立あけの平小学校	4	108
計	19校		1,050

○ クリーンエネルギー活用実践推進事業

高校教育課

専門高校に環境教育設備を導入し、資源やエネルギーの有用性と、関連して環境問題について考察を進め、環境保全とクリーンエネルギーの活用に関する実践的な研究を行い、環境やエネルギー課題に対応できる人材育成を図っています。

平成28年度実施校 宮城県迫桜高等学校
エコファーム プロジェクト
※太陽光発電システム設置工事実施、H29年度
野菜工場ユニット設置工事予定。

実績(参考)

- ・クリーンエネルギーを活用した実践的な環境教育 (H24~H25年度 黒川)
- ・環境を意識したエコロジカルスクールファームづくりへの取組 (H24~H25年度 加美農業)
- ・風力発電システムの導入と発電モーター、風速と発電量に関する学習 (H24年度 伊具、白石工業)
- ・ソーラー発電の学習と植物プランクトン培養施設での有効活用の学習 (H25, H27年度 水産)



▲風速と出力電圧の測定

○ 国際的な視野に立った環境教育の支援

環境政策課

国連は、2005年(平成17年)からの10年間で「持続可能な開発のための教育(略称ESD)の10年」と定め、「持続可能な開発」の実現が可能となるよう、社会・環境・経済・文化の各分野で直面している諸課題に取り組み、その解決に向けた教育を推進してきました。そして、2015年(平成27年)以降は更にESDを発展させていくために、後継プログラムであるグローバル・アクション・プログラム(GAP)の開始が発表されました。

ESDを広めていくための地域の拠点として「仙台広域圏」が認定され、仙台、大崎市田尻、気仙沼、七ヶ宿及び白石の各地域において、それぞれの特色を生かした環境教育に取り組んでいます。

○ 環境教育リーダー事業

環境政策課

県民の多様化・高度化する環境教育ニーズに対応するため、環境分野での人的資源を活用した環境教育リーダー制度を平成20年度に創設しました。平成28年度は、県民から31回の派遣要請があり、延べ1,142人を対象に、家庭でできる節電の取組をはじめとした講演等を行いました。

○ こどもエコクラブへの活動支援

環境政策課

子どもたちが主体的に行う環境学習・環境保全活動の支援策として、「こどもエコクラブ事業」(平成7年度から平成22年度まで環境省事業、平成23年度より公益財団法人日本環境協会が継承。)が実施されています。平成28年度末現在、県内の12クラブに所属する1,680人の子どもたちが会員登録をしています。

○ 水環境教育の推進

環境対策課

水生生物による水質調査は、河川に棲む水生昆虫等を調べ、その結果から、河川の水環境の状態を知ろうとするもので、昭和61年度から、小中高生、一般県民、市町村担当者等に呼びかけて、身近な河川の水環境を体験し、河川への親しみや水環境保全意識の啓発のための機会を提供することを目的として実施しています。

平成28年度には、県内の小・中・高等学校等合計19団体352名の参加により広瀬川、名取川等18河川で調査を実施しました。

▼表3-5-1-3 水生生物による水質調査結果（平成28年度）

水系名	河川名	のべ地点数	水質階級					参加団体名
			I	II	III	IV	判定不能	
阿武隈川	1 松川	1	1					宮城県蔵王高等学校（自然科学部）
	2 広瀬川	2	2					聖和学園高等学校薬師堂キャンパス（科学部）、仙台市立南材木町小学校
名取川	3 碓石川	1	1					川崎町立富岡小学校
	4 前川	1	1					川崎町立前川小学校
七北田川	5 七北田川	2	1	1				仙台市立七北田中学校、仙台市立鶴が丘中学校
	6 鳴瀬川	2					2	大崎市立下伊場野小学校
鳴瀬川	7 北上運河	1			1			石巻市立真山小学校
	8 旧渋川	1			1			大崎市立志田小学校
北上川	9 皿貝川	1				1		NPO法人ひたかみ水の里
	10 旧北上川	1					1	石巻市立住吉中学校
	11 生袋川	1		1				大崎市立清瀬小学校
	12 江合川	1				1		大崎中央高等学校
気仙沼湾	13 八瀬川	1	1					気仙沼市（環境課）
	14 大川	3	3					気仙沼市（環境課）
	15 神山川	1	1					気仙沼市立九条小学校
その他	16 午王野沢川	1	1					気仙沼市立馬籠小学校
	17 滝根川	1	1					気仙沼市立大谷小学校
	18 緒絶川	1				1		古川学園中学校（自然科学クラブ）
合計		23	13	2	2	3	3	

○ ルルブル・エコチャレンジ事業

教育企画室

本県独自の取組であるルルブル（しっかり寝ル・きちんと食ベル・よく遊ブで健やかに伸ビル）とエコ活動の大切さを伝える「ルルブル・エコチャレンジ事業」を、平成28年度から実施しています。

本事業では、県内の幼児・児童（小学校低学年）を対象として、ルルブルとエコ活動を組み合わせた内容により、家庭で取り組めるポスター・シールを制作・配布しており、平成28年度は、夏休み期間に取り組んだ19,255人に認定証を送付しました。

親子で楽しみながらルルブルを実践することにより、子供たちの基本的な生活習慣の定着促進を図るとともに、環境教育を推進し、成果として節電による二酸化炭素の削減につなげています。



▲平成28年度ルルブル・エコチャレンジポスター、シール、認定証

(2) 環境教育の基盤整備

○ 学習機会の提供と施設の整備

環境政策課・自然保護課

本県の豊かな自然環境を将来にわたって保全するとともに、多様化する環境問題に対応していくためには、県民一人ひとりが環境との関わりについての認識を深め、環境に配慮した生活に努めていくことが重要です。

県では、県民が身近な自然環境を体験し、また、自ら学習することを通じて、環境への認識を深める機会を提供するため、県内各地に環境教育推進施設を設置・運営しています。

▼表3-5-1-4 県内の環境教育推進施設

施設名	所在地	開設日	施設の概要	平成28年度 来場者数
伊豆沼・内沼 サンクチュアリ センター	栗原市若柳字上畑 岡敷味17番地の2	平成3年	ラムサール条約の登録湿地であり、世界的に有数な冬鳥の渡来地である伊豆沼・内沼及び周辺地域に関する自然環境の調査研究、環境教育などの機能を有し、これらの自然環境保全の拠点施設である。 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/sanc.html)	42,273人
蔵王野鳥の森 自然観察センター	刈田郡蔵王町遠刈 田温泉字上ノ原 162-1	平成6年	蔵王の自然、野鳥の生態に関する展示や体験学習など、自然保護思想の普及啓発、環境教育などの機能を有し、野鳥をはじめとした多種多様な生物種が生息・生育する「蔵王野鳥の森」の自然環境保全の拠点施設である。 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kotori.html)	8,957人
県民の森	宮城郡利府町神谷 沢字菅野沢41	昭和44年	明治100年記念事業の1つとして開園。その後、楽しみながら自然を理解する施設として、アスレチックコースや音楽堂、遊歩道などを整備した。仙台近郊に位置することから、都市近郊の森林レクリエーションの場及び野外活動の場として利用者は多い。 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/kenmin.html)	263,415人
昭和万葉の森	黒川郡大衡村大衡 字平林117	平成元年	昭和天皇御在位60年を記念して、昭和30年に第6回全国植樹祭会場となった大衡村平林地内の松林(通称御成山)周辺を整備した森林公園。万葉植物を通じた歴史・文化・自然科学の学びの森として、そして歌会や茶会などの場所として利用されている。 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/manyou.html)	35,521人
こもれびの森	栗原市花山草木沢 角間10-7	平成5年	スギなどの人工林のほか、樹齢200年以上のブナやミズナラの天然林をはじめ、野生鳥獣も数多く生息する一松山県有林及びその周辺に、自然観察遊歩道や森林・林業の知識を習得できる「森林科学館」を整備し、森林・林業、自然環境に対する理解を深める場として利用されている。 (http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sizenhogo/komorebi.html)	4,624人
環境情報センター	仙台市宮城野区幸 町四丁目7番2号 (宮城県保健環境 センター内)	平成2年	県民、事業者及び市町村等へ各種環境情報を提供する場として県保健環境センター内に設置している。各種情報機器の整備のほか、書籍、パンフレット、映像ソフト、啓発パネル等を収集・作成・展示し、センター内での閲覧・利用のほか、貸出を行っている。また、環境活動を行う県民同士の打合せや交流、セミナー等に用いることのできるスペースも設けられている。 ※東日本大震災により被災したため、平成23年11月から仮施設にて業務を実施していましたが、平成27年4月より新庁舎にて業務を再開しました。 (http://www.pref.miyagi.jp/site/meic)	—

2 環境配慮行動への支援

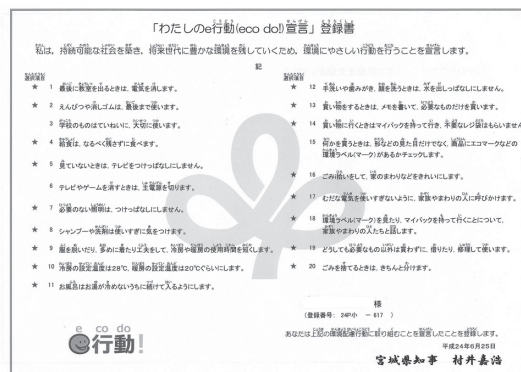
(1) 環境配慮行動に向けたインセンティブの向上

○ みやぎe行動宣言登録事業 環境政策課

みやぎ行動 (eco do!) 宣言とは、県民や事業者が環境にやさしい暮らし方や事業活動に取り組むことを県に宣言し、県がその内容を登録することで、環境配慮行動の実践を促す制度です。県で設定している環境配慮行動の項目の中から、既に実践しているもの、またはこれから取り組もうと思うものを選択し、宣言する形式で、県民向けの「わたしのe行動宣言」と事業者向けの「わが社のe行動宣言」があります。

平成28年度には、宣言登録後の取組を実践する方々を認定し、その取組の継続的実践を促す制度に改正しました。

また、ISO14001、エコアクション21、みちのくEMSの認証取得事業者及びわが社のe行動 (eco do!) 宣言認定を受けた事業者は、環境配慮事業者の登録を受けた場合、県の物品及び役務の調達において当該者を優先的に取り扱うことで、環境保全活動の促進を支援しています。



e行動宣言をすると、県から「宣言登録書」が届きます!

3 グリーンな経済システムへの加速

(1) グリーン購入の促進

○ グリーン購入促進事業

環境政策課

グリーン購入とは、購入の必要性を十分に考慮するとともに、品質や価格だけでなく環境に配慮された製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から優先して購入する取組です。

県は、平成18年4月に、環境負荷の少ない持続的発展が可能な地域社会の構築に寄与することを目的として、グリーン購入の取組における県・県民・事業者等それぞれの役割を明記した「グリーン購入促進条例」(平成18年条例第22号)を制定しました。

これまで、企業や団体に対する出前講座を実施するとともに、環境に配慮した製品を「宮城県グリーン製品」として認定し、その普及啓発に努めるほか、グリーン購入を促進するための活動を行う民間団体「みやぎグリーン購入ネットワーク」(以下、「みやぎGPN」という。)への支援を通じて、県内のグリーン購入の普及に取り組んできました。

平成28年度は、みやぎGPNと共同で「グリーン購入セミナー」を開催しました。

○ 県が行うグリーン購入

環境政策課

県は、グリーン購入促進条例に基づき、グリーン購入の推進に関する基本方針及び計画を定め、県の事務事業において重点的に調達を推進すべき環境配慮物品等について積極的に調達を行っているほか、グリーン購入の促進に資すると認められる環境物品等を「宮城県グリーン製品」として認定し、県発注の公共事業において利用するなど、普及拡大に努めています。

平成28年度は、20分類、260品目の物品等についてグリーン購入に取り組むこととしており、県全体のグリーン購入率は95.6%でした。

○ 業務委託等における環境配慮の推進

環境政策課

県では、各種調査、施設管理等の業務を委託する際に、環境配慮事項を仕様書に記載する等の方法により、事業者に環境配慮の実施を要請する取組を実施しています。平成28年度は、1,902件のうち、1,522件(80.0%)について要請を行いました。

(2) 事業者の環境配慮経営等の支援

○ 環境配慮型経営を行う中小企業者への支援

商工金融課

「宮城県中小企業融資制度」では、環境配慮型経営に係る第三者認証等を取得している中小企業者に対して融資利率を0.1%引き下げています。

また、ISO14001の認証取得等に必要となる経費を融資対象とした「環境安全管理対策資金」のほか、「再生可能エネルギー推進支援資金」により、再生可能エネルギー発電事業を行う県内中小企業者の資金調達を支援しています。

(3) 県自らの環境配慮行動の推進

○ 県の役割

環境政策課

県は、事業者・消費者の立場から、自らの事務事業の中で消費するエネルギーの抑制や、廃棄物の3R、グリーン購入等の環境配慮行動を推進するために、平成10年2月に「宮城県環境保全率先実行計画」を策定しました。平成27年度には、喫緊の課題である地球温暖化への対策を考慮し、省エネルギーの取組を重視した新たな計画(第5期計画)を策定しました。

○ 計画の目標達成状況

県は、平成13年から平成20年までの間に取得していたISO14001による環境管理の経験を踏まえ、平成21年から独自の「宮城県環境マネジメントシステム」を確立し、計画の進行管理を行っています。

平成28年度(第5期計画初年度)は、東日本大震災で被災した庁舎の建替えや耐震化工事の影響などにより、庁舎内での電気及び燃料の使用量が増加したため、温室効果ガスの排出量が、2.6%(基準年度比。以下同じ。)増加しました。また、公用車の使用について、エコドライブの推進などにより平均燃費は向上したものの、車両台数が増加したため燃料使用量が14.9%増加しました。

用紙類(コピー用紙及び印刷用紙)の購入量は、震災復興業務の影響などにより6.1%増加しました。廃棄物については、発生量では9.0%増加したものの、分別に取り組んだ結果、再資源化率では前年度よりも0.6%改善しました。また、水の使用量では、こまめな節水の取組により、0.3%削減しました。

▼表3-5-1-5 宮城県環境保全率先実行計画の目標達成状況

項目	第5期計画目標		数値目標 (対平成26年度)	基準年度値 (平成26年度)	平成32年度 目標値	平成28年度 実績値 (基準年度比)	目標達成状況	
	項目	単位						
温室効果ガス	1	温室効果ガスの排出量 (二酸化炭素換算)	トン	6%削減	75,387	70,864	77,345 (102.6%)	×
省エネ	2	庁舎内での電気使用量	千kWh	6%削減	72,091	67,766	77,312 (107.2%)	×
	3	庁舎内での燃料使用量 (熱量換算)	GJ	6%削減	200,668	188,628	213,138 (106.2%)	×
	4	公用車の燃料使用量 (熱量換算)(緊急車両を除く。)	GJ	5%削減	25,700	24,415	29,536 (114.9%)	×
用紙	5	用紙類(コピー用紙及び印刷用紙)の 購入量	百万枚	基準年度以下 を維持	207.6	207.6	220.3 (106.1%)	×
廃棄物	6	廃棄物の発生量	トン	5%削減	3,437	3,266	3,748 (109.0%)	×
	7	廃棄物の再資源化率	%	廃棄物発生量 の40%以上	36.7	40.0	35.2	△
水	8	庁舎での水使用量	千m ³	5%削減	781	742	779 (99.7%)	△

第2節 環境の保全に関する協定の締結

1 環境配慮基本協定

環境対策課

環境配慮基本協定とは、宮城県に立地する事業者(工場・事業所の面積が20ha以上のもの)の自主的な環境配慮への取組を促進するために策定した「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」(平成21年12月)に基づいて、事業者と県、市町村が締結するものです。

このガイドラインでは、操業前及び操業後において、事業者がガイドラインに示す4つの環境配慮事項(①地球環境保全への貢献、②資源循環型社会の形成、③自然環境の保全とやすらぎや潤いのある身近な環境の保全及び創造、④安全で良好な生活環境の確保)の中から、事業の内容や地域の状況に応じた適切な環境配慮事項を選択し、自ら構築する環境マネジメントシステムの中に計画として取り込み、計画から改善までの一連のプロセスを推進していくこととしています。

また、事業者は、ISO14001をはじめとする環境認証の導入や外部の第三者機関によるチェックにより、自らの環境マネジメントシステムを運用していくとともに、「環境配慮基本協定」に基づいて、定期的に県への報告等を行います。

一方、県は、「環境配慮基本協定」に基づく事業者の取組を公開するなどして環境配慮に積極的に取り組む事業者の認知度を高め、企業イメージの向上を支援することなどが盛り込まれています。これにより、事業者と行政が連携して環境配慮の実効性の確保と取組推進を図るものです。

この協定を締結する事業者は、原則として事業所の立地が決まり次第、知事との協議を開始し、事業活動を開始するまでに協定を締結することになります。

平成23年1月に、協定第一号として、県及び大衡村は、セントラル自動車株式会社との間で「環境配慮基本協定」を締結しました。また、平成23年5月には、県及び大和町は、東京エレクトロン宮城株式会社との間で、環境配慮基本協定を締結しました。

平成28年度も前年度に引き続き、上記二社において実施された環境配慮への取組や、目標値に対する達成状況等が「環境配慮報告書」として、県及び関係町村に報告されました。

▼表3-5-2-1 環境配慮基本協定の締結状況

年 度	締結年月日	対象事業所	所在地	協定締結者
平成22年度	平成23年1月13日	トヨタ自動車東日本株式会社 宮城大衡工場 (平成24年7月 社名変更*)	大衡村	トヨタ自動車東日本株式会社 宮 城 県 大 衡 村
平成23年度	平成23年5月26日	東京エレクトロン宮城株式会社 本社工場	大和町	東京エレクトロン宮城株式会社 宮 城 県 大 和 町

※ 平成24年7月に、関東自動車工業（株）、セントラル自動車（株）、トヨタ自動車東北（株）の3社が統合し、トヨタ自動車東日本（株）となったことに伴い、同年8月17日付けで協定の変更を行った。



▲トヨタ自動車東日本株式会社（左）及び東京エレクトロン宮城株式会社（右）から提出された環境配慮報告書

トヨタ自動車東日本株式会社及び東京エレクトロン宮城株式会社から提出された「環境配慮報告書」につきましては、宮城県のホームページから閲覧になります。
(<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-kankyohairyo.html>)

2 公害防止に関する協定

環境対策課

公害防止に関する協定（以下「公害防止協定」という。）とは、地方公共団体や住民団体等と事業者との間で、事業活動に伴う公害を防止するために、事業者がとるべき措置を相互の合意により取り交わす約束のことです。この公害防止協定は、公害関係法令を補完するとともに、企業が立地する地理的・社会的条件に即したきめ細やかな公害防止対策を実施することができるため、全国的にも数多く締結されています。

本県における公害防止協定は、昭和46年の仙台港開港に伴い立地した大規模発生源である新仙台火力発電所を対象として東北電力株式会社と昭和45年に締結したのを初めに、仙台湾地域の大煙源を持つ事業所や排水による環境負荷の大きい事業所を中心に締結してきました。

その後、平成7年に行われた公害防止条例の改正により、知事は県民の生活環境を保全する上で必要があると認めるときは、事業者に対し公害防止協定の締結について協議するものとされ、協定締結の根拠が明確になりました。また、平成15年

4月には、公害防止協定の締結及び運用に関する指針を定め、対象事業所の規模を規定するなど、公害防止協定が担う役割の充実を図っています。

なお、この指針については、平成24年度に見直し、協定締結事業者の協議及び報告事項の整理等を行いました。

※公害防止協定等
<http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kankyo-t/index-kyotei.html>
より詳細な内容は上記ホームページでご覧いただくことができます。

(1) 公害防止協定等の締結

県は、公害全般について総合的に公害防止対策を講じる必要がある大規模な事業所の事業者と公害防止協定を、大気中への二酸化硫黄の排出について対策を講じる必要がある事業所の事業者と覚書を締結しています。また、仙台港湾公害防止対策地域に立地する事業所及び県の企業立地促進のための奨励金交付要綱の規定による奨励金対象工場等のうち、ばい煙発生施設等を設置する公害防止協定締結事業者以外の事業者とは公害防止確認書を取り交わしています。

▼表3-5-2-2 公害防止協定の締結状況

平成29年3月31日

事業者		事業所	締結自治体	締結年月日		
				当初	最新改定	
仙台湾地域	仙台地域	東北電力株式会社	新仙台火力発電所	宮城県	S45. 8. 21	H27. 6. 22
		J X エネルギー株式会社	仙台製油所	仙台市	S46. 6. 14	H25. 3. 29
		J F E 条鋼株式会社	仙台製造所	塩竈市	S47. 12. 14	H25. 3. 28
		麒麟麦酒株式会社	仙台工場	名取市	S53. 1. 17	H25. 3. 28
		東洋製罐株式会社	仙台工場	多賀城市	S54. 3. 27	H14. 5. 24
		東北ゴム株式会社	本社工場	七ヶ浜町	H13. 5. 16	H25. 3. 28
		仙台パワーステーション株式会社	仙台パワーステーション	利府町	H28. 3. 2	—
	東北電力株式会社	仙台火力発電所	宮城県・七ヶ浜町	S58. 3. 3	H29. 3. 29	
	石巻地域	日本製紙株式会社	石巻工場	宮城県	S47. 12. 28	H25. 3. 29
		東海カーボン株式会社	石巻工場	石巻市	S51. 5. 29	H25. 3. 29
株式会社伊藤製鐵所		石巻工場	東松島市	S51. 5. 29	H25. 3. 29	
仙南地域	日本製紙株式会社	岩沼工場	宮城県・名取市 角田市・岩沼市 柴田町・亶理町	S47. 7. 25	H25. 3. 19	
その他	Y K K A P 株式会社	東北製造所	宮城県・大崎市	S48. 6. 18	H25. 5. 22	
	ラピスセミコンダクタ宮城株式会社	本社工場	宮城県・大衡村	S63. 12. 5	H25. 3. 13	
	相馬共同火力発電株式会社	新地発電所	宮城県	H 2. 3. 27	H25. 2. 26	
	コカ・コーライーストジャパン株式会社	コカ・コーライーストジャパン株式会社蔵王工場	宮城県・蔵王町	H 7. 6. 13	H25. 3. 21	
	三菱マテリアル株式会社 細倉金属鉱業株式会社 マテリアルエコリファイン株式会社	細倉鉱山	宮城県・栗原市	H14. 9. 5	H22. 8. 27	

(2) 公害防止協定等の進行管理

公害防止協定等締結事業者に対し、対象施設等の新設、増設及び変更がある場合、計画立案段階で公害防止協定に定める排出基準や周辺環境への影響について協議・報告することを求め、当該計画に伴い発生する環境負荷に対して適切な対策がとられているかどうか確認しています。また、必要に応じて公害防止協定書等を改定しています。

平成28年度には、設備の更新等に係る事前協議を3件、同報告を21件、その他地位承継、施設廃止等報告を24件受け付け、また、協定等の改定を1事業所について行っています。

さらに、公害防止協定締結事業者（17事業所）、覚書締結事業者（2事業所）については環境負荷項目に関する自主検査結果等の報告を定期的を受けるとともに、必要に応じて事業所への立入調査を実施し、公害防止協定の遵守状況を確認しまし

た。また、公害防止協定締結事業所のうち、大気汚染物質の排出量が多い事業所については、窒素酸化物濃度や硫黄酸化物濃度等のデータをテレメータシステムにより常時監視し、協定の遵守状況について確認しています。

なお、事故や公害発生時等には公害防止協定締結事業者から報告を受けることとしており、平成28年度は報告がありませんでしたが、報告を受けた場合には、協定締結自治体と共に適切な対応を取るよう事業者を指導することとしています。

このほか、公害防止協定の進行管理に関し表3-5-2-3のような公害防止協議会を組織し、関係自治体の意見調整を図っています。平成28年度は仙塩地域七自治体公害防止協議会を2回、相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会を1回開催し、関係自治体や事業者との連絡及び調整を行いました。

▼表3-5-2-3 公害防止協議会設置状況

協議会名	目的	構成自治体	設置年月日
仙塩地域七自治体公害防止協議会	仙台湾公害防止対策地域に立地する事業所と公害防止協定等の締結及びその執行についての審議調整	宮城県・仙台市・塩竈市・名取市・多賀城市・七ヶ浜町・利府町	S47. 8. 17
相馬共同火力発電株式会社新地発電所に係る公害防止協議会	相馬共同火力発電株式会社新地発電所の公害防止協定に関する意見の調整	宮城県・角田市・岩沼市・柴田町・丸森町・亶理町・山元町	H元. 11. 6
細倉鉱山に係る公害防止連絡協議会	細倉鉱山の公害防止協定に関する意見の連絡調整	宮城県・栗原市・登米市	H14. 10. 5

3 自然環境保全協定

自然保護課

開発面積が20ha以上の開発行為について、自然環境保全条例（昭和47年宮城県条例第25号）及び大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）に基づき、開発行為者と「自然環境保全協定」を締結し、自然緑地の保全や植生回復等の自然環境の保全上必要な措置を講じるよう指導しています。（表3-5-2-4）。

また、これらの造成工事等が開発途中で廃止又は中止されることにより、災害の発生を招くことのないよう、「開発行為の廃止等に伴う災害防止

工事及び植生回復工事施行に関する契約」を協定と同時に締結し、開発行為者に防災工事保証金を預託させるなどして、自然環境の保全に留意した開発を行うよう指導しています。

さらに、必要に応じて防災パトロールを行うとともに、開発行為の完了時には工事の完了と自然緑地及び造成緑地の保存状態の確認を行うなど、開発行為に伴う災害の防止や協定等の履行を確保するために必要な措置を講じています。

▼表3-5-2-4 自然環境保全協定の締結状況

年度	開発類型	住宅団地	別荘地	工場団地	ゴルフ場	レジャーランド	教育施設	その他	計
平成21年度以前		35	1	4	24	8	3	4	79
平成22年度									0
平成23年度		1							1
平成24年度									0
平成25年度								1	1
平成26年度									0
平成27年度								4	4
平成28年度								3	3
合計		36	1	4	24	8	3	12	88

※ 「その他」には太陽光発電施設が含まれる。

第3節 開発行為における環境配慮

1 環境影響評価制度と自主的な環境配慮の取組

環境対策課

(1) 法令による環境影響評価の実施状況

環境影響評価は、事業者自らが大規模な開発事業の実施前に環境にどのような影響を与えるかについて、環境保全の見地から広く意見を聴きながら、調査・予測・評価を行い、環境に配慮していく制度であり、環境保全に関する重要かつ有効な手段となっています。

県は、昭和51年度に「公害の防止及び自然環境の保全に関する環境影響評価指導要綱」、平成5年度に「宮城県環境影響評価要綱」、さらに平成10年3月に「環境影響評価条例」（平成10年条例第9号）を制定して制度の充実を図り、大規模な開発を行う事業者に対して環境影響評価の実施を指導しています。

平成28年度においては、近年の電力システム改革等を背景に小規模火力発電所の設置計画が全国的に増加してきていることから、平成29年2月に環境

影響評価条例施行規則を改正し、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業に追加しました。

平成28年度までに同条例に基づき実施した手続きは合計6件となっています。

一方、国においては、昭和59年に「環境影響評価の実施について」が閣議決定され、環境影響評価実施要綱を制定しており、さらに、平成9年6月には「環境影響評価法」（平成9年法律第81号）を制定しています。

平成28年度は（仮称）宮城加美風力発電事業及び鬼首地熱発電所設備更新計画の配慮書手続が実施された他、鳴瀬川総合開発事業の方法書手続が実施されました。同法に基づき手続を実施した事業は合計10件（途中で手続を中止したものを含む）となっています。

また、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号）に基づく特定環境影響評価手続を実施した事業は合計2件となっております。

第3部 持続可能な社会の実現に向けた県の取組

▼表3-5-3-1 条例に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
大和リサーチパーク造成事業	(社)宮城県土地開発公社	大和町	78.5ha	H12.10.5 方法書 H15.3.17 準備書 H15.10.6 評価書
河南町多目的ふれあい交流施設整備事業	河南町	河南町	29.1ha	H13.2.7 方法書 H14.12.24 準備書 H15.7.10 評価書
仙台松島道路4車線化事業	(社)宮城県道路公社	利府町 松島町	11.5km	H15.10.10 方法書 H19.7.11 準備書 H20.3.3 評価書
(仮称) 富谷市成田二期北土地区画整理事業	富谷市成田第二土地区画整理組合設立準備委員会	富谷市	199.8ha	H20.10.31 方法書
気仙沼市民の森風力発電事業	(株)気仙沼市民の森風力発電所	気仙沼市	7,480kW	H25.5.17 方法書 H26.1.23 準備書 H26.8.1 評価書
(仮称) アマテラス白石ソーラーファーム建設事業	アマテラス・ソーラー合同会社	白石市	401.8ha	H29.3.9 方法書

▼表3-5-3-2 環境影響評価法に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況		
				方法書	準備書	評価書
仙台市東西線鉄道建設事業	仙台市 (都市計画決定権者)	仙台市	14.0km	H12.10.23	H16.16.25	H17.17.17
仙塩広域都市計画(仮称)名取市下増田臨空土地区画整理事業及び(仮称)名取市関下土地区画整理事業	宮城県 (都市計画決定権者)	名取市	184ha	H13.12.12	H14.11.25	H15.13.10
一般国道115号阿武隈東道路建設事業 (H16.2事業規模縮小により法対象外事業となる)	国土交通省 東北地方整備局	丸森町 相馬市(福島県)	10.3km	H13.14.23	H14.18.12	
仙台火力発電所リブレース計画	東北電力株式会社	七ヶ浜町	44.6万kw	H16.14.13	H18.17.20	H19.15.22
新仙台火力発電所リブレース計画	東北電力株式会社	仙台市	95万kw級	H19.12.28 →再手続へ		
新仙台火力発電所リブレース計画	東北電力株式会社	仙台市	98万kw級	H20.10.2	H22.18.24	H23.10.28
(仮称)石巻風力発電事業	株式会社ユーラスエナジーホールディングス	石巻市	2万kw	H25.3.25	H27.1.30	
鬼首地熱発電所設備更新計画	電源開発株式会社	大崎市	1.5万kw	H28.6.6	H29.2.7	
(仮称)宮城加美風力発電事業	ジャパン・リニューアブル・エナジー株式会社	加美町	6.1万kw	H28.12.28		
鳴瀬川水系鳴瀬川総合開発事業	国土交通省 東北地方整備局	加美町	151ha	H28.12.1		

▼表3-5-3-3 東日本大震災復興特別区域法に基づく環境影響評価実施状況

事業の名称	事業者	場所	規模	実施状況
常磐線(駒ヶ嶺~浜吉田)復旧事業	新地町 山元町 亘理町	新地町 山元町 亘理町	14.6km	H25.1.7 特定評価書 H25.3.18 特定評価書 (補正後)
石巻市新蛇田地区被災市街地復興土地区画整理事業	石巻市	石巻市	87.7ha	H25.7.17 特定評価書 H25.10.21 特定評価書 (補正後)

(2) 事業活動における環境配慮推進ガイドラインの策定

平成21年12月に、県内に立地する面積が20ha以上の工場・事業所を対象に、事業者の自主的な環境配慮の推進を目的とした「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」を策定しました。

このガイドラインでは、事業者自らが事業内容や地域の状況に応じた環境マネジメントシステム

を構築し、第三者機関によるチェックや事業者と県、市町村との間で締結される環境配慮基本協定などにより実効性の確保を図ることとしています。

(※「事業活動における環境配慮推進ガイドライン」の概要については、第5章第2節の「環境配慮基本協定」の記述も御参考ください。)

2 大規模開発行為への指導

県土の無秩序な開発を防止し、自然と調和した地域社会の発展に資することを目的として、昭和51年に大規模開発行為に関する指導要綱（昭和51年宮城県告示第830号）を制定し、面積が20ha以上の一定の開発行為に関し必要な基準等を定めるとともに、事業者に対し、その遵守を指導しています。

なお、大規模開発行為の大部分を占めるゴルフ場及び住宅団地開発は、経済情勢等の変化により、昭和62年から平成3年にかけての景気拡大期（いわゆるバブル経済期）に比べると、近年の件数は減少し、変わって太陽光発電施設の設置が増加しています。

自然保護課

▼表3-5-3-4 大規模開発行為実施状況（平成28年度）

	開発完了		開発中		合計	
	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)	箇所数	面積 (ha)
住宅団地	34	2,579	2	303	36	2,882
別荘地	1	21			1	21
工業団地	4	215			4	215
ゴルフ場	23	2,634	1	248	24	2,882
レジャーランド	6	495	2	203	8	698
教育施設	2	49	1	44	3	93
その他	4	445	8	444	12	889
合計	74	6,438	14	1,242	88	7,680

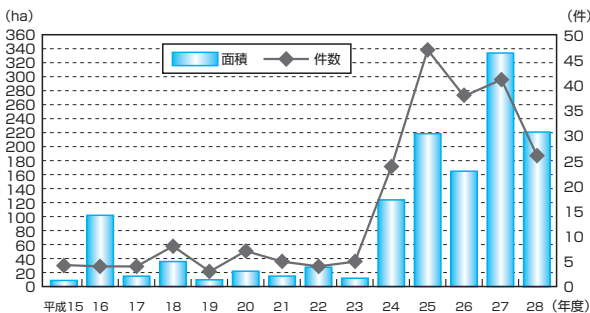
※ 「その他」には太陽光発電施設が含まれる。

3 林地開発許可

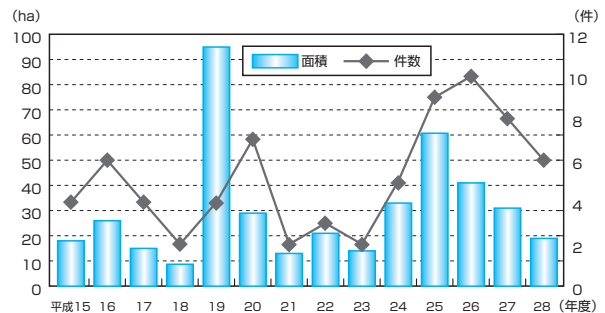
東日本大震災後は、復旧・復興工事による土砂採取を目的とする林地開発許可件数が増加しましたが、近年は再生可能エネルギー固定価格買

自然保護課

取制度による太陽光発電施設の設置案件が増えており、更には買取価格の低下から大規模化の傾向が見られています。



▲図3-5-3-1 林地開発許可状況



▲図3-5-3-2 林地開発協議状況

第4節 規制的措施

規制的手法は、公害を防止するための排出等の規制・抑制や自然環境の適正な保全のための行為の制限など、環境を劣化させる活動を直接制限・禁止するもので、環境保全の効果がより確実であるため、これまで基本的な手段として広範に用いられています。

公害関係法令による特定施設以外の施設等を規制する「公害防止条例」（昭和46年条例第12号）は、昭和46年4月の施行以降16回の改正を重ねています。また、廃棄物の不適正処理事案が多発し

たことから、廃棄物関係法令に加えて産業廃棄物の適正処理を確保するため、「産業廃棄物の処理の適正化等に関する条例」（平成17年条例第151号）を平成18年4月に施行しています。

平成18年度以降、新たな規制的措施の施行はありませんが、県は、常に法令の適正な運用に努めるほか、科学的知見を踏まえた上で条例の見直しを行うとともに、新たな規制の必要性についても継続的に検討しています。

第5節 公害紛争等の適切な処理及び環境犯罪対策

1 公害紛争等の適切な処理

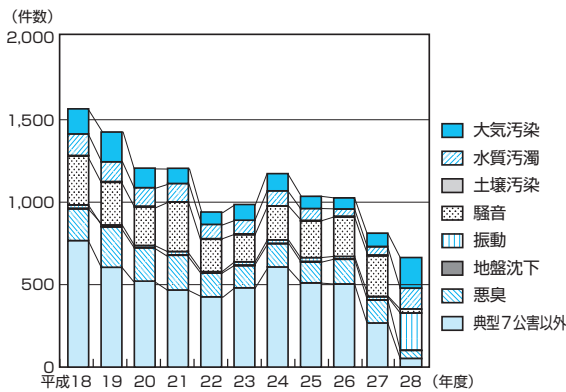
環境対策課

(1) 公害苦情の受付状況

平成28年度に県及び市町村の公害苦情相談窓口が受付した公害苦情件数は667件でした。平成18年以降、平成24年度に若干の増加が見られましたが、全体的には減少傾向が続いています。

公害苦情のうち、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭のいわゆる典型7公害の苦情件数は480件で、全体の72.0%を占めています。

典型7公害の種類別で見ると、騒音が227件(34.0%)で最も多く、以下、悪臭が127件(19.0%)、大気汚染が52件(7.8%)、水質汚濁が49件(7.3%)となっています。



▲図3-5-5-1 公害苦情件数の推移

※表中、平成22年度の数値には、石巻市、多賀城市、東松島市、女川町及び南三陸町分は含まれていない。

(2) 市町村別苦情件数

平成28年度に市町村が受付した公害苦情件数は633件で、そのうち市部が527件、町村部が106件となっています。

▼表3-5-5-1 市部・町村部別苦情受理件数の推移

年度	受理件数	宮城県受理件数	市町村受理件数	
			市部	町村部
平成18年度	1,547	22	1,032	493
平成19年度	1,408	7	1,043	358
平成20年度	1,192	32	778	382
平成21年度	1,191	71	803	317
平成22年度	929	83	485	361
平成23年度	974	68	621	285
平成24年度	1,159	84	752	323
平成25年度	1,023	55	686	282
平成26年度	1,014	43	694	277
平成27年度	802	40	660	102
平成28年度	667	34	527	106

※平成22年度の件数には、石巻市、多賀城市、東松島市、女川町及び南三陸町分は含まない。

(3) 公害紛争処理

宮城県公害審査会は、公害紛争処理法（昭和45年法律第108号）第13条及び公害紛争処理条例（昭和46年条例第14号）第2条の規定に基づいて昭和46年に設置され、各種の公害紛争の処理を行っています。審査会は学識経験者等の委員12人で構成され、調停申請等に基づき委員の中から調停委員等を指名し、紛争の解決を図っています。

平成28年度末現在、係属中の事件が2件あります。

なお、宮城県公害審査会が設置された昭和46年以来、終結した事件は調停18件で、その結果として、「調停成立」5件、「調停打ち切り」7件、「調停取下げ」4件、「調停しない」2件となっています。

2 環境犯罪への対応

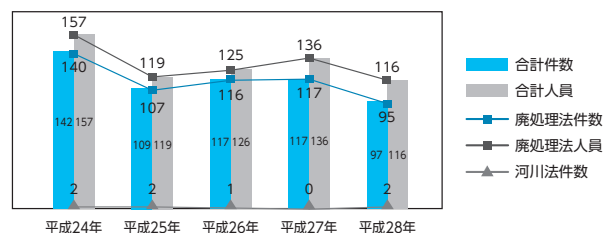
警察本部生活環境課

県民の生活環境の保全を目的として、環境行政機関との連携を図りながら、生活環境に障害を与える環境犯罪の指導取締りを推進しています。

平成28年中に検挙した環境犯罪は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃処理法」という）違反、河川法（昭和39年法律第167号）違反で95件116人（前年比-22件、-20人）となっています。

廃処理法違反の特徴としては、半数以上が不法

焼却事犯であり、業者による産業廃棄物の不法投棄事犯では複数の行為者が違反に関わり検挙されているケースが多くありました。



▲図3-5-5-2 環境犯罪年次別検挙状況（過去5年間）